⑵　契約保証金
　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。ただし、利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　東北地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　契約書作成の要否　要。
⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有（山形法務総合庁舎設計その２業務）
　注）上記業務は、施工時における意図伝達業務である。
⑸　関連情報を入手するための照会窓口　5⑴に同じ。
⑹　2⑴②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は2⑵に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も5⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑺　詳細は説明書による。
7　Summary
⑴　Classification of the service to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Design for the Yamagata National Government Building for Ministry of Justice
⑶　Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 31 May 2011
⑷　Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 19 July 2011
⑸　Contact point for documentation rerating to the proposal : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 9―15 Futsukamachi Aoba-ku, Sendai-City, Miyagi Prefecture. 980―8602 Japan TEL 022―225―2171

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

山形法務総合庁舎設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成23年５月17日
東北地方整備局長　徳山日出男
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
1　業務概要
⑴　業務名　山形法務総合庁舎設計業務
⑵　業務内容　山形法務総合庁舎の新築についての設計業務（建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備）
⑶　履行期限　平成24年８月31日
⑷　本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
2　申請の時期
平成23年５月17日から平成23年５月31日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）。なお、平成23年５月31日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp/）へアクセスして入手するものとする。
⑵　申請書の提出方法及び提出場所　申請者は、申請書に山形法務総合庁舎設計業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
　提出場所　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９―15　国土交通省東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　設計共同体としての資格及びその審査
次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年10月１日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
③　東北地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
④　平成22年10月１日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。
⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により、山形法務総合庁舎設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、山形法務総合庁舎設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、山形法務総合庁舎設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「山形法務総合庁舎設計業務設計共同体協定書」によるものであること。
5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務及び山形法務総合庁舎設計その２業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　設計共同体の名称は、「山形法務総合庁舎設計業務△△・××設計共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成23年５月17日付け支出負担行為担当官東北地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。